

布佐東部地区
復興通信

第31号

法務局に「地方税法による登記の申出」を行いました。

復興通信第30号でお知らせしました、震災直後に実施した境界再測定測量の成果と法務局（登記所）に保管されている地図等を整合させるために進めている事業につきまして、11月20日（金）に法務局に地方税法による登記の申出を行いましたので、ご報告致します。

現在は、法務局において申出書類の確認を行っており、早ければ年内中に登記が完了する見込みです。申出にあたり、関係する地権者の方には個別にお知らせを送らせて頂きました。

震災後から事業実施まで時間を要し、大変ご迷惑をおかけしました。

登記が完了した際には、改めて復興通信等でご案内させていただきます。

なお、登記の申出にあたりご不明な点等については対策室までご相談下さい。

(仮称) 復興支援センターの正式名称が決定しました。

復興通信第30号で募集しました(仮称)復興支援センターの正式名称について、地域のみなさんと選考を行った結果、「ふさ復興会館」に決定しました。ご応募ありがとうございました。

東日本大震災の発生から5年の区切りを迎える、来年3月に地域の皆さんにお披露目できるよう工事を行っています。

工事にあたり、ご不便・ご迷惑をおかけしますがご協力の程よろしくお願い致します。



震災による固定資産税の取り扱いについて

震災による固定資産税の取り扱いについて、多くの方から質問がありましたので復興通信を活用して皆様にお知らせします。

Q1 固定資産税について、震災から10年間の減免措置を受けているが、10年を経過した場合に空き地（畑・物置場等）だった場合どうなるのか。

【回答】 固定資産税の評価は、地方税法並びに総務大臣が告示した「固定資産評価基準」により算出されています。そのため、全国の自治体は、地方税法及び固定資産評価基準を統一のルールとして評価を行っています。更地の場合は、評価額の70%が課税標準額となるため、宅地の税額と比べて3〜4倍程度上昇となります。

Q2 将来、震災被災地と言うことで第三者に移転登記されるまでの間、減免措置は継続されないのか。

【回答】 現在のところ、被災住宅の特例措置の平成33年度以降の継続については、国や県等から情報が入ってきていません。新たな情報が入り次第、情報提供を行ってまいります。

Q3 被災土地は、毎年固定資産税の評価見直しを行っているのか。

【回答】 固定資産税の対象となる土地及び家屋については、3年に1度評価替えを行い、税額算定の基礎となる価格を見直しています。今年度（平成27年度）は3年に1度の基準年度にあたるため、土地及び家屋の価格を見直しました。

平成27年度の土地の価格は、平成26年1月1日時点の地価公示価格等の7割を目処に評価していますが、その後、地価の下落が認められる場合には、地価下落（平成26年7月1日時点）を反映させる

ため、評価額に修正率を乗じて平成27年度の宅地の価格を求めています。

Q4 東日本大震災で被害を受けた人を対象とした市民税や所得税の軽減制度について教えてほしい。また、被災者が被災地の土地を取得した場合の税の取り扱いについて教えてほしい。

【回答】 市民税や所得税、被災者が被災地の土地を取得した場合の減免等の追加措置はありません。所得税における雑損控除や住宅借入金特別控除については柏税務署に、また不動産取得税については柏県税務所にお問い合わせ下さい。なお、固定資産税については取得した翌年度から、居宅が建っていない土地であっても住宅用地の特例を3年間受けることができます。

Q5 被災家屋を改築、改善した場合にはどのような割合で減額することができるのか。

【回答】 東日本大震災による被災家屋の判定（り災判定）が半壊以上の所有者が、これに代わる代替家屋（被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一であること）を平成33年3月31日までに取得又は改築（修理・修繕程度のものには対象外）した場合には、代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、取得又は改築後4年度分について2分の1、その後2年度分については3分の1に相当する税額を固定資産税から減額します。

各お問い合わせ先

○市税については市役所課税課 (04-7185-1111)

○所得税については柏税務署 (04-7146-2321)

○不動産取得税については柏県税務所 (04-7147-1231)

発行・問合せ先

我孫子市役所布佐東部地区復興対策室
 (住所) 我孫子市都10-1 (都交差点脇)
 (電話) 04-7185-2462